

川西市立学校校区審議会（第9回）次第

日 時 平成27年6月30日(火)
午後5時00分～
場 所 行議室(川西市役所4階)

1 開会

2 議事

- (1) ① 川西市の学校規模と今後の学校校区のあり方について
② 川西市立小学校の校区に関すること
 - ア 多田グリーンハイツ地区における校区について
 - イ 清和台地区における校区について
- (2) ① 川西市立幼稚園の園区に関すること
松風幼稚園の廃園に伴う園区の設定について
- (3) その他

3 閉会

平成23年度から平成25年度の小学校に係る決算額の推移

資料 1

(H27.2.4 第5回審議会 資料7参考)

(単位:m²、人、百万円)

表1	学校数	敷地面積	延床面積	児童数	人件費	運営事業費	維持管理費	経費合計	収入合計	経費-収入
H23	16校	286,990.00	110,209.00	9,015	430.9	645.0	903.4	1,979.3	538.4	1,440.9
H24	16校	286,990.00	110,209.00	8,805	415.3	669.0	1,102.1	2,186.4	342.1	1,844.3
H25	16校	286,990.00	110,209.00	8,658	391.3	673.6	1,369.1	2,434.0	413.4	2,020.6
3カ年平均	16校	286,990.00	110,209.00	8,826	412.5	662.5	1,124.9	2,199.9	431.3	1,768.6
3カ年平均をもとにした児童1人あたり経費(万円)					4.7	① 7.5	12.7	24.9	4.9	20.0
3カ年平均をもとにした建物1m ² あたり経費(万円)					0.4	0.6	② 1.0	2.0	0.4	1.6

注1…人件費には、県費教職員にかかる人件費は含まれない。

注2…運営事業費には、通常必要な光熱水費を含む。

注3…維持管理費には、通常維持修繕工事のほか、耐震工事費を含む。

注4…収入合計には、耐震工事費の国庫補助金のほか、特定財源を含む。

表2	最多児童数	敷地面積	延床面積	建築年度	H23児童数	H24児童数	H25児童数	H26児童数	H27児童数	H23-H27平均児童数
緑台小	S48 1,358	17,498.00	6,653.00	S46	395	387	366	334	344	365
陽明小	S55 1,280	19,800.00	5,801.00	S49	321	305	290	303	306	305
清和台小	S51 1,213	20,009.00	4,707.00	S46	385	373	366	341	339	361
清和台南小	S63 914	20,385.00	5,066.00	S52	573	527	490	457	434	496
平均		19,423.00	5,556.75		419	398	378	359	356	① 382

表3	敷地面積	延床面積	児童数	人件費	運営事業費	維持管理費	試算額(万円)
統合による 1校あたり経費 削減額試算 (算出の前提)	16校の平均	4校の平均 (ア)	表2① (イ)	統合による 解雇なし	(イ)×表1① 7.5万円/人	(ア)×表1② 1万円/m ²	
	17,936.88	5,556.75	382	/	2,865	5,557	8,422

修正後

川西市立学校校区に関する意見について答申書(案)にかかる意見

委員名	貢番号	行	該当箇所	意見、修正案等
A委員	2 16～19		それぞれの校区の通学路の現状が最適であるという前提ではなく、安全性を再検討すべきことは言うまでもない。教育委員会においては、統合によつて通学距離が伸び通学路が変更することになるため、あらためて通学上の安全を保持すべく不斷の努力をするよう求めるものである。	通学路の利便性の観点について、触れられていない。
A委員	3 13～16		学級数や学校当たりの児童数の減少等による学校運営上の具体的な課題については、「手引き」第2章でも触れられているが(資料4)、このような状況を考慮のうえで、教育的見地から今後の緑台小学校及び陽明小学校を検討すると、統合せざるを得ないものと本審議会は判断する。	単学級になると教育上の観点から支障が出てくることを強く、もつとしつこく表現しても良いのでは。
A委員	3 17～21		つぎに、第2原則、第3原則に立ち、通学上の安全及び校区と地域の関係性への配慮の観点から検討すると、通学距離が伸びてしまうケースはあるものの、距離、時間ともに文部科学省の基準内であり、さらに緑台小学校及び陽明小学校校区は一つのコミュニティであることから、両校統合後にはそれぞれの校区を一体としてすることは妥当性が認められる。	通学について、低学年に対する配慮がない。
A委員	3 24～27		なお、この小学校区変更による中学校就学への影響であるが、原則は緑台中学校へ就学し、小学校選択時点では校区外就学を選択する場合は、本市で従来から実施している「校区外就学希望制度」を当該地区の子どもや保護者、地域の方々にに対して十分周知し、進学時点で選択できる機会を用意することで対応できるものと考える。	校区外就学希望制度で対応することなので、記述として必要ないのでない。
B委員				・統合後の跡地利用のことについて、明確にもう少し強く表現できないか。
C委員				・単学級でクラス替えがない学校生活はどうかと思う。最低でも2学級は必要だと思います。 ・通学路については、より良い道が良いが、すべてが安全ではないことから、危険箇所など家庭の中で教えていくものだと思います。 ・通学は、毎日継続的なものなので、40～50分までの通学時間は、発育の観点から良いと思います。

平成 27 年 月 日

川西市教育長 牛 尾 巧 様

川西市立学校校区審議会
会長 山 内 乾 史

川西市立学校校区に関する意見について（答申）（案）

平成 26 年 11 月 20 日に諮問のありました標記の件について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申いたします。

川西市立学校校区に関する意見について

答 申 書

(案)

平成 27 年 月 日

川西市立学校校区審議会

はじめに

川西市立学校校区審議会は平成 6 年に初めて開催されて以来、川西市における学校校区のあり方について様々な角度から調査、審議し提言をしてきた。そして、これまでの審議会答申の中でも示しているとおり、学校校区の設定にあたり道路や河川等の地理的状況のほか、地域の歴史的な経緯や実情を考慮しつつ、効果的な学校運営や教育機会の均等などを十分検討のうえ設定することとしている。

また、国においては全国的な少子化傾向をうけ、少子化対策推進の取り組みを進める一方、平成 15 年 4 月 1 日に施行された学校教育法施行規則の改正で通学区域制度の弾力化が明記され、更に平成 27 年 1 月には、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「手引き」）が文部科学省から公表された。この手引きによると児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていく場所として学校を位置づけている。また、長らく「地域の核」として学校を中心とした地域コミュニティとの結びつきについても触れられており、学校の存在については、これらの背景を抜きにして語ることが出来ず、言い換えれば、このことを校区の問題と切り離して議論できないと云える。

このように、本審議会においては、今後さらに進む少子化社会にあって、将来の都市像を想定しながら、諮問された事項について慎重に審議を重ねたが、校区の妥当性のみについて議論する限界を感じ、学校統合やまちづくりに踏み込まずに意見表明することは出来ないと考え、以下のとおり答申するものである。

教育委員会におかれでは、本答申の内容を尊重し、本審議会規則の見直しのほか、施策に反映されることを望むものである。

1. 川西市の今後の学校校区のあり方について

「各学校の教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保」、「通学上の安全の保持」及び「校区と地域の関係性への配慮」を三つの原則とし総合的に勘案し、校区を設定すべきである。

平成 24 年 12 月 21 日付答申のとおり、本市では、小学校では昭和 55 年度 15,993 人をピークに、また、中学校では昭和 60 年度の 8,024 人をピークに、児童・生徒数が減

少し、平成 27 年 5 月には小学校 8,326 人、中学校 4,380 人になっており、各地域の年齢構成の変化などにより、各学校の規模に大きな格差が出ている状況がある。(資料 1)

本審議会では、少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少など、今後の社会状況の変化を見込み、効果的な学校運営や教育機会の均等、地域社会との関係など、単に校区の妥当性についてのみ議論するのではなく、今後のまちづくりとの密接な関係についても慎重に審議を進めてきた。

その結果、校区の決定にあたっては、第一義に「各学校の教育の十全な展開と学校間の教育上の平等性の確保」があり、これが最も重要な原則であると考える。教育の機会均等とその水準の維持向上という学校教育の本旨に鑑み、各学校の特徴を生かしつつ、学校間の規模の差によって教育環境が著しく不平等にならないよう、子ども達にそれを保障することが学校の基本的な責務だからである。

次に重要な原則として、「通学上の安全の保持」が挙げられる。それぞれの通学路の安全性については一概に図ることは困難であるが、天候、高低差、交通量、人通り、そのほか低学年の場合や通学に必要な時間など様々な要素を検討し、実際に歩いて確認することが必要である。学校統合などによって大きな条件変更が行われる場合に、それぞれの校区の通学路の現状が最適であるという前提ではなく、安全性を再検討すべきことは言うまでもない。教育委員会におかれでは、統合によって通学距離が伸び通学路が変更することになるため、あらためて通学上の安全を保持すべく不斷の努力をするよう求めるものである。

最後に歴史的経緯や地形を背景にした「校区と地域の関係性への配慮」である。

「手引き」にもあるとおり、学校と地域は密接に関わっていることから、その関係性に十分配慮すべきである。「私たちの学校」として学び、卒業校への愛着が地域愛に通じ、地域活性化に役立っている一方、学校を舞台とした地域活動では、自然や人材などの資源において学校が寄与する部分も大きく、地域から学校、学校から地域という相互の協力関係が成立している。そのような中、教育委員会が更なる少子化の進行を見込み、学校統合などの方向性を示す場合、その地域に対するまちづくりの方針などをはじめ、地元住民に対する十分な説明が必要であろう。

このようなことから当審議会としては、今後のまちづくりについて学校と地域の密接な関係性に十分配慮していただきたいと願うものである。

2. 川西市立小学校の校区に関すること

(1) 多田グリーンハイツ地区における校区について

本審議会は、緑台小学校と陽明小学校を統合せざるを得ないと認める。なお、統合後の校区は、両校区を統合した校区とすることが妥当であるが、統合後に通学距離が遠くなる場合などの子ども達の負担に対して、隣接する他校区への校区外就学を認めるなど個々の実情に応じた丁寧な対応が必要と判断する。

多田グリーンハイツは、昭和40年代に開発された大規模団地の一つで、近年では高齢化が急速に進んでおり、今後の人口推計を勘案しても、児童数・生徒数が劇的に増える見込みはない。(資料2)

また、児童数から見込んだ教員配置数が極めて少数となり(資料3)、隣接の学校間での規模の格差によって、第1原則の「教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保」が困難な状況が予想される。学級数や学校当たりの児童数の減少等による学校運営上の具体的課題については、「手引き」第2章でも触れられているが(資料4)、このような状況を考慮のうえで、教育的見地から今後の緑台小学校及び陽明小学校を検討すると、統合せざるを得ないと本審議会は判断する。

つぎに、第2原則、第3原則に立ち、通学上の安全及び校区と地域の関係性への配慮の観点から検討すると、通学距離が延びてしまうケースはあるものの、距離、時間ともに文部科学省の基準内であり、さらに緑台小学校区及び陽明小学校区は一つのコミュニティであることから、両校統合後にそれぞれの校区を一体とすることは妥当性が認められる。ただし、全体として高低差があり、通学条件によっては一定の考慮すべき要素も存在するため、教育委員会においては児童の通学上の安全を保持すべく、不断の努力を求めるものである。

なお、この小学校区変更による中学校就学への影響であるが、原則は緑台中学校へ就学し、小学校選択時点で校区外就学を選択する場合は、本市で従来から実施している「校区外就学希望制度」を当該地区の子どもや保護者、地域の方々に対して十分周知し、進学時点で選択できる機会を用意することで対応できるものと考える。

また、両小学校の統合については、中学校との立地なども勘案のうえ、統合による利点を最大限に活かした前向きな検討の一環として、小中一貫型小学校・中学校教育を推進するほか、教育的観点で地域の活性化が図れる社会教育施設の新設など、

地元の意見をしっかりと受け止めながら計画を立案し、まちづくりの視点も考慮した計画性を持った説明をされることを期待する。

さらに、校区変更の時期等については、十分な周知期間が必要であるものの、今後の人口推計を考慮し、教育上の平等性を速やかに確保する必要から、両校に単クラスが出現する見込みの(資料6-1)、平成30年度の新入学生からの校区変更を実施目途とすることが妥当であると考える。

(2) 清和台地区における校区について

本審議会は、清和台小学校と清和台南小学校を統合せざるを得ないと認める。なお、統合後の校区は、両校区を統合した校区とすることが妥当であるが、統合後に通学距離が遠くなる場合などの負担増に対して、隣接する他の校区への校区外就学を認めるなど個々の実情に応じた丁寧な対応が必要と判断する。

また、統合時期については、平成28年度末の新名神高速道路の開設予定など、周辺まちづくりにおいて大きな環境変化が予想されるため、十分考慮する必要がある。

清和台地区も昭和40年代に開発された大規模団地の一つであり、地区全体の児童数等人口の減少傾向が認められ、教育の十分な展開と教育上における平等性の確保が困難な状況が予想される。(資料5)

また、児童数から見込んだ教員配置数が極めて少数となり、隣接の学校間での規模の格差によって、第1原則の「教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保」が困難な状況が予想される。(資料3及び資料4)

このような状況を踏まえたうえで、教育的見地から今後の清和台小学校及び清和台南小学校を検討すると、統合せざるを得ないものと本審議会は判断する。

つぎに、第2原則、第3原則に立ち、通学上の安全及び校区と地域の関係性への配慮の観点から検討すると、通学距離が延びてしまうケースはあるものの、距離、時間ともに文部科学省の基準内であり、さらに清和台小学校及び清和台南小学校の校区は一つのコミュニティであることから、両校統合後にそれぞれの校区を一体とすることは妥当性が認められる。ただし、全体として高低差があり、通学条件によっては一定の考慮すべき要素も存在するため、教育委員会においては児童の通学上

の安全を保持すべく、本地域においても不斷の努力を求めるものである。

なお、この小学校区変更による中学校就学への影響であるが、原則は清和台中学校へ就学し、小学校選択時点で校区外就学を選択する場合は、本市で従来から実施している「校区外就学希望制度」を当該地区の子どもや保護者、地域の方々に対して十分周知し、進学時点で選択できる機会を用意することで対応できるものと考える。

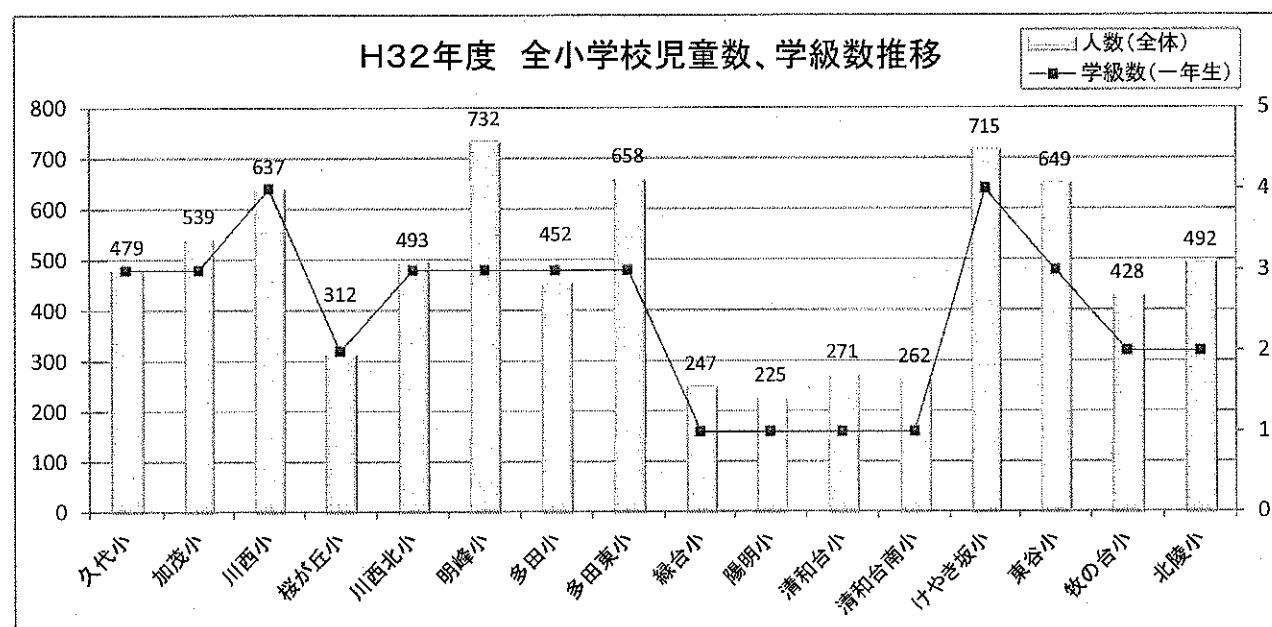
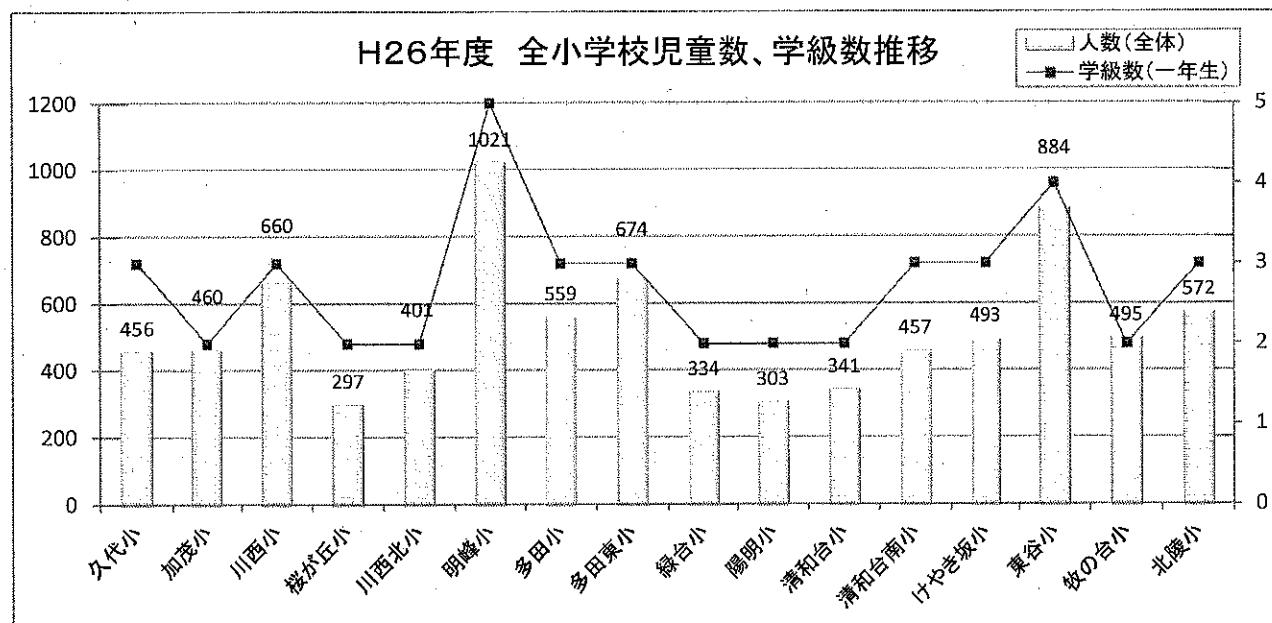
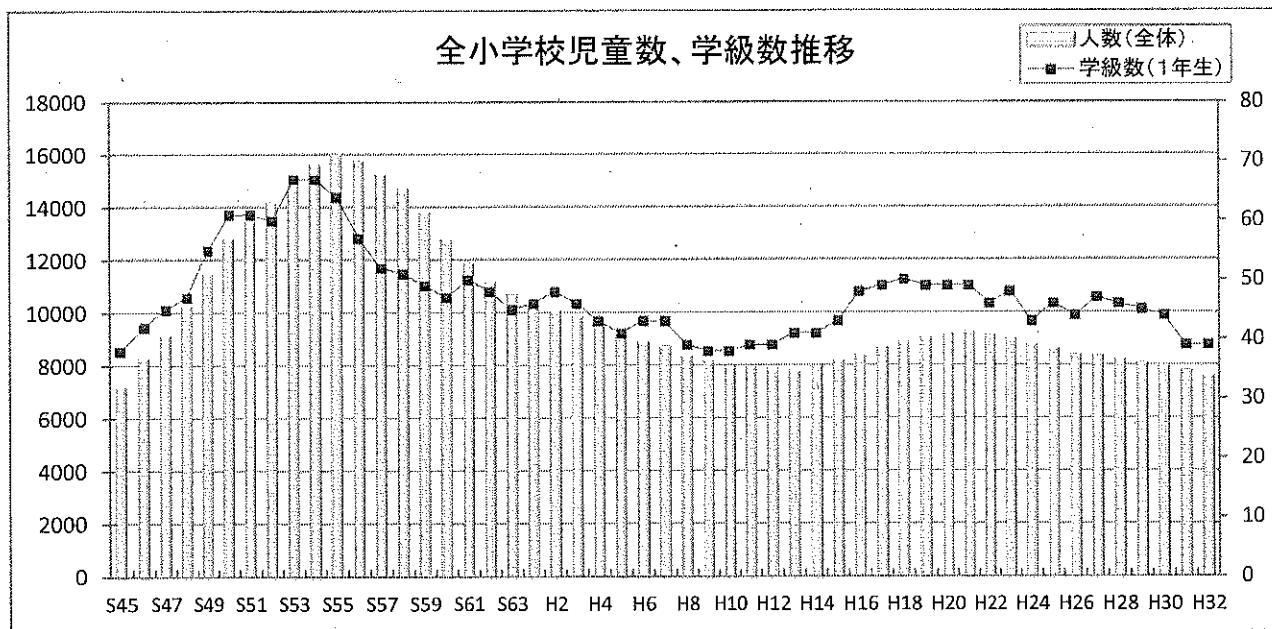
また、両小学校の統合については、中学校との立地等も勘案し、統合による利点を最大限に活かした前向きなまちづくりの視点も考慮し、計画性を持った計画を立案し、地元の意見をしっかりと受け止めながら説明会を実施するなどを期待する。

最後に、校区変更の時期等については、今後の人口推計を考慮し、教育上の平等性を速やかに確保する必要から、両校に単クラスが出現する見込みの（資料6-2）平成31年度の新入学生からの校区変更を実施目途とすることが妥当であると考えるが、高速道路の建設状況などについてを十分考慮を要するものと考えられる。

資料 1

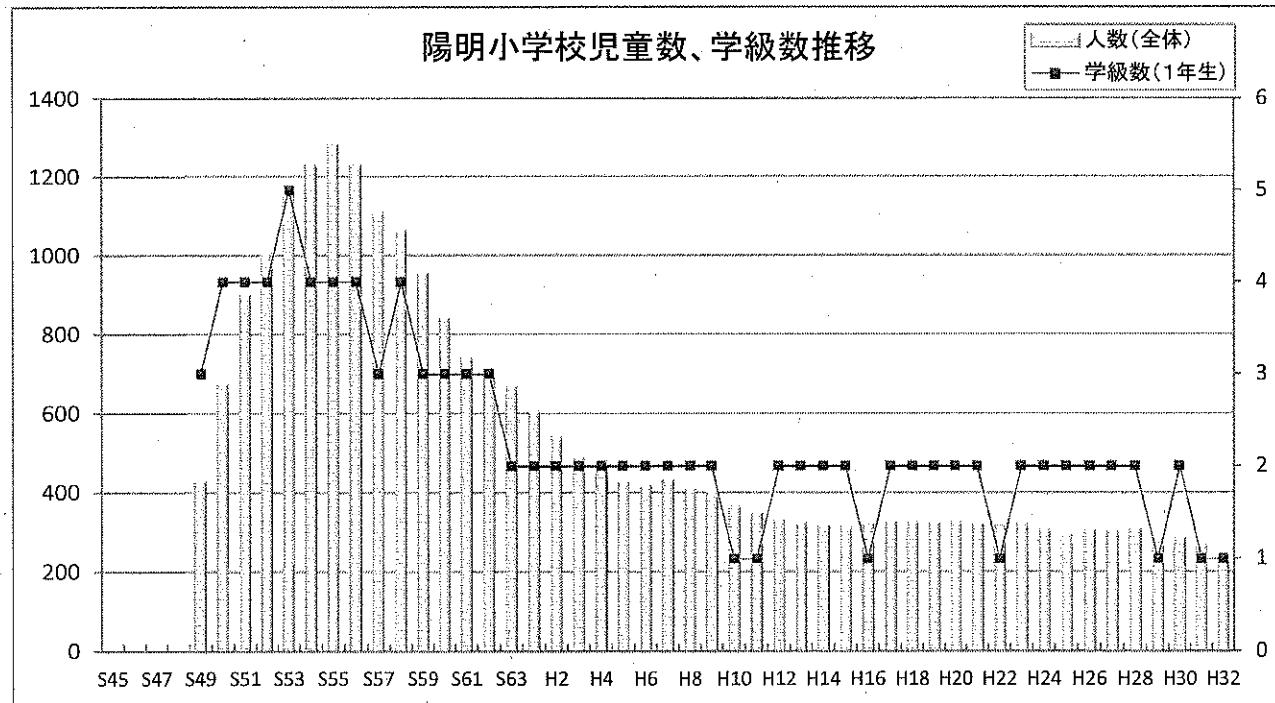
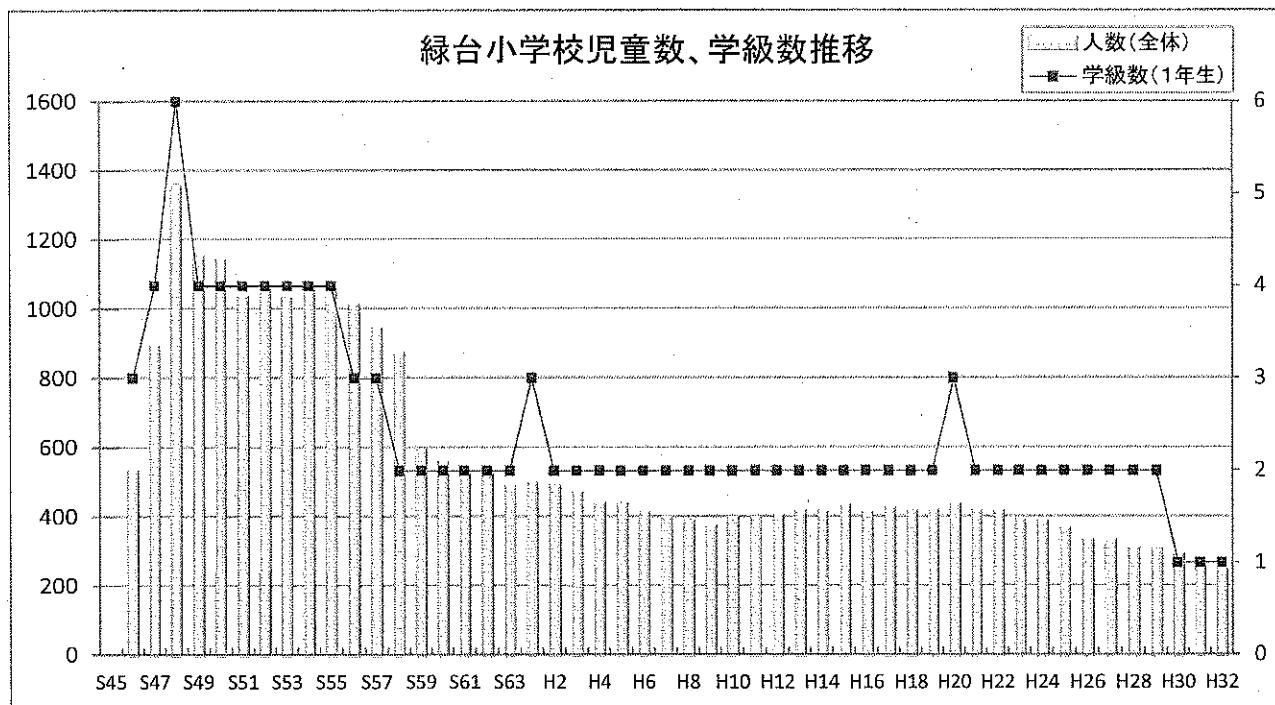
学校別児童数、学級数の比較

(H26.11.20 第3回審議会 資料5)



多田グリーンハイツ地区の小学校における児童数、学級数の推移 資料 2

(H26. 11. 20 第3回審議会 資料 6)



小学校 学級数に応じた教諭等配置見込み数(平成27年度)

資料3

学級数(クラス)	配置定員(人)
1	2
2	3
3	5
4	6
5	7
6	8
7	9
8	10
9	11
10	12
11	13
12	14
13	16
14	17
15	18
16	19
17	20
18	21
19	22
20	23
21	24
22	25
23	27
24	28
25	29
26	30
27	31
28	32
29	33
30	34
31	35
32	36
33	38
34	39
35	40
36	41
37	42
38	43
39	44
40	46
41	47
42	48
43	49
44	50
45	51

(注) 1. 配置数には、教頭を含む。

2. 学級数には、学級編成基準の但し書きに係る増加分を含まない。

(H27.1.27公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き 第2章抜粋)

2章 適正規模・適正配置について

【1】学校規模の適正化

【検討の際に考慮すべき観点】

- 法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要です。
- また、一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあります。このため、学校規模適正化⁷の検討に際しては、12学級を下回るか否かだけでなく、12学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。
- さらに、実際の小・中学校の教育活動に着目すれば、同じ学級数の学校であっても、児童生徒の実数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なってきます。このため、学校規模の適正化に当たっては、法令上標準が定められている学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められます。

【基本的視点ー(1) 学級数に関する視点】

(学級数が少ないとによる学校運営上の課題)

- まず、基本的な視点として、学級数が少なくなることにより生じ得るデメリットについて考える必要があります。一般に、学級数が少ない学校においては、4章の(2)で詳述するようなメリットもある一方、児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。
 - ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
 - ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
 - ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい

6 学校教育法施行規則 第41条

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実状その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

- 7 学校規模の適正化を図るための手段としては、主として学校同士の統合が考えられますが、それ以外にも、通学区域の見直しにより大規模校の児童生徒数を減らし、小規模校の児童生徒数を増やすこと、過大規模校を複数の学校に分離すること、学校選択制を部分的に導入すること（いわゆる小規模特認校制度）により域内のどこからでもあらかじめ指定する小規模校への通学を可能とすることなども考えられます。

- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。また、特に複式学級となる場合には直接指導と間接指導⁸を組み合わせて、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のようないくつかの課題も生じ得ることが指摘されています。

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
 - ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
 - ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
 - ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
 - ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある
- 他方、一般に各学年で複数の学級を編制できる場合は、クラス替えが可能になることの影響も含め、
- ① 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
 - ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
 - ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
 - ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
 - ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる

⁸ 複式学級における「直接指導」とは教師が子供たちと直接関わりながら進める指導のことを言います。また、「間接指導」とは一方の学年に教師が直接指導しているとき、他方の学年に学習の進め方を事前に理解させ、子供たちだけで学習を進めさせることを言います。

- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができます
 - ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる
- といった利点があります。

(教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

- また、小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少くなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要です。
 - ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
 - ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
 - ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
 - ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
 - ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
 - ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
 - ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
 - ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
 - ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
 - ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
 - ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

(学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

- 上記で述べたような学級数が少ないとによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のようない影響を与える可能性があります。
 - ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコ

- コミュニケーション能力が身につきにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
 - ③ 協働的な学びの実現が困難となる
 - ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
 - ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくく
 - ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
 - ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
 - ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
 - ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

(望ましい学級数の考え方)

- こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（1・2学級以上）あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

【併せて考慮すべき視点一（2）学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数】

- 以上で学級数が少ないとことの課題について述べてきましたが、学級数は同じであっても、各学級の児童生徒数や学校全体の児童生徒数には大きな幅があり、児童生徒数が少ないと場合には、一定の学級数があっても、教育活動の質の維持が困難となる場合もあります。このため、学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要があります。

(学級における児童生徒数（学年単学級の場合))

- 学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、特に単学級の学年が生じているような場合については、学級規模（1学級の児童生徒数）を考慮することが極めて重要になってきます。一口に単学級といっても、学級の児童生徒数が10人にも満たない場合から40人の場合まで様々です。一般に、学級規模が小さいと、きめ細かな指導がしやすくなる、様々な活動のリーダーを務める機会が増える、発言の機会を多く確保できるようになるといったメリットがありますが（4章（2）参照）、

その一方で、学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、(1)で述べた学級数が少ないとことにより生じる様々な課題のうち、以下の点が特に顕著な課題として現れてきます。

- ・ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
 - ・ クラス内で男女比の偏りが生じやすい
 - ・ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
 - ・ 班活動やグループ分けに制約が生じる
 - ・ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
 - ・ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
 - ・ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
 - ・ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる
- このため、市町村によっては、学年が単学級となった場合を想定し、1学級当たりの最低限の児童生徒数を基準として定め、学校規模適正化の判断材料としているところも見られます。
- 今後の教育においては、一方型・一斉型の授業だけではなく、子供たちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など、協働的な学習を通じて、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められています。第二期の教育振興基本計画においても、「言語活動の充実や、グループ学習、ＩＣＴの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方型の授業革新」の必要性が盛り込まれています。しかしながら、学級の児童生徒数が余りにも少ないので、先に述べたように班活動やグループ分けのパターンや、協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じることから、こうした新たな時代に求められる教育活動を充実させることが困難になるといった課題もあります。
 - 地域によっては、複式学級となることを避けるために、独自の加配措置を行うなどして、極めて小規模な単式学級を維持している例も見られます。もとより、複式学級の解消そのものは極めて重要な課題ですが、一方で、上述した学級規模が小さくなりすぎることの教育上のデメリットも勘案した上で、総合的な判断を行うことが必要です。

(学校全体の児童生徒数)

- 次に、学校全体の児童生徒数の観点で見てみると、各学年単学級の小学校の場合、児童数は40人程度から235人程度まで、各学年単学級の中学校の場合、生徒数は、15人程度から120人程度まで幅広いケースがありうるところです。
- 教職員の加配等により学校全体の学級数を一定程度確保している場合でも、学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合、(1)で述べた学級数が少ないとことにより生

じる課題のうち、以下の点については特に顕著な課題として残る可能性があります。

- ・ クラブ活動や部活動の種類が限定される
 - ・ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
 - ・ 学校全体として男女比の偏りが生じやすい
 - ・ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- このため、学校規模の適正化の検討に当たっては、国の学校規模の標準の単位である学級数のみに着目するのではなく、学校全体の児童生徒数やその将来推計に基づき、具体的にどのような課題が生じているのかや、生じる可能性があるのかを明らかにする必要があります。この点について、一部の市町村においては、学校統合の適否の検討の開始に係る基準（いわゆる要検討基準）として、学校全体の児童生徒数を定めている例も見られます。

【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】

- 以上の考え方に基づき、現行の学校規模の標準（1.2～18学級）を下回る場合に、市町村において考え得る対応について、学級数を中心として大まかな目安として下記のように整理しました。
- 各市町村が学校規模の在り方等について検討するに当たっては、この目安に加え、学年単学級の場合の学級規模、学校全体の児童生徒数、中長期的な児童生徒数の予測、児童生徒の学習状況、社会性やコミュニケーション能力、規範意識の育成の状況などを踏まえて総合的な判断を行うことが望まれます。

【小学校の場合】

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模⁹。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題¹⁰が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【6学級：クラス替えができない規模】

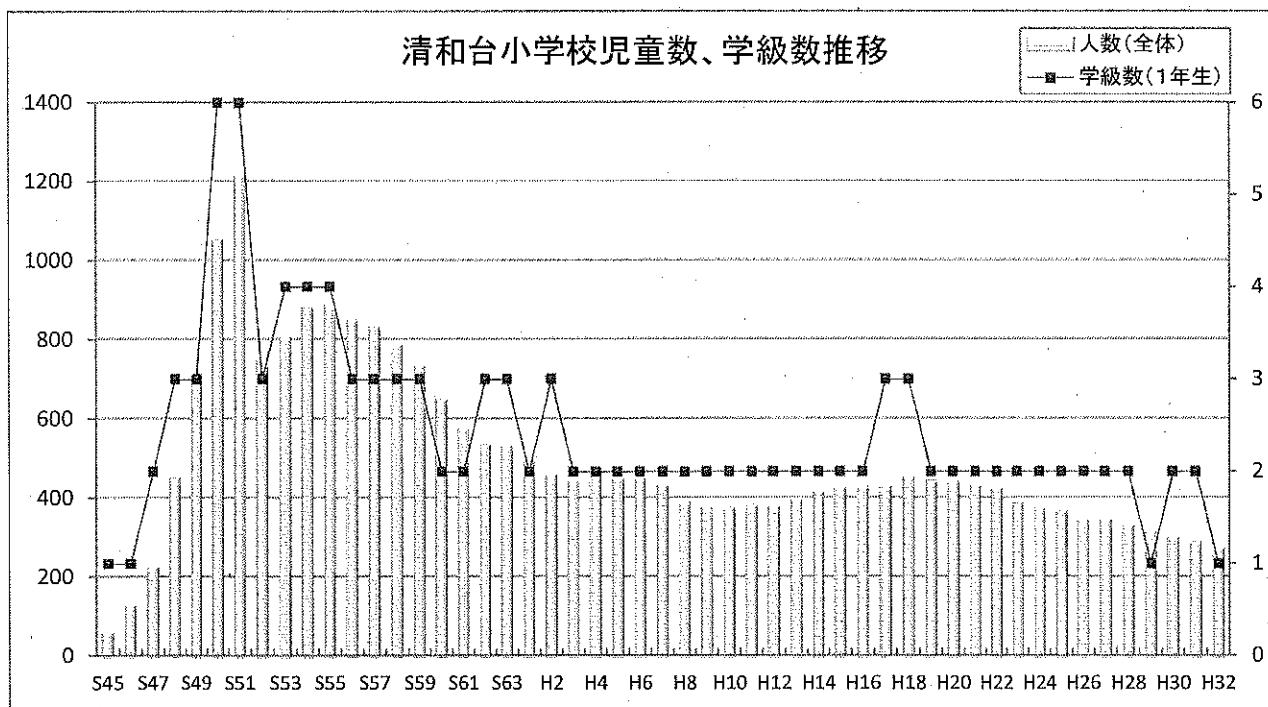
おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児

9 学年が欠けている場合等もあり、1～5学級であれば必ず複式学級が存在するとは限りません。

10 この「対応の目安」における「教育上の課題」とは、PG～11で挙げている学校の小規模化に伴う学校運営上の課題を指します。

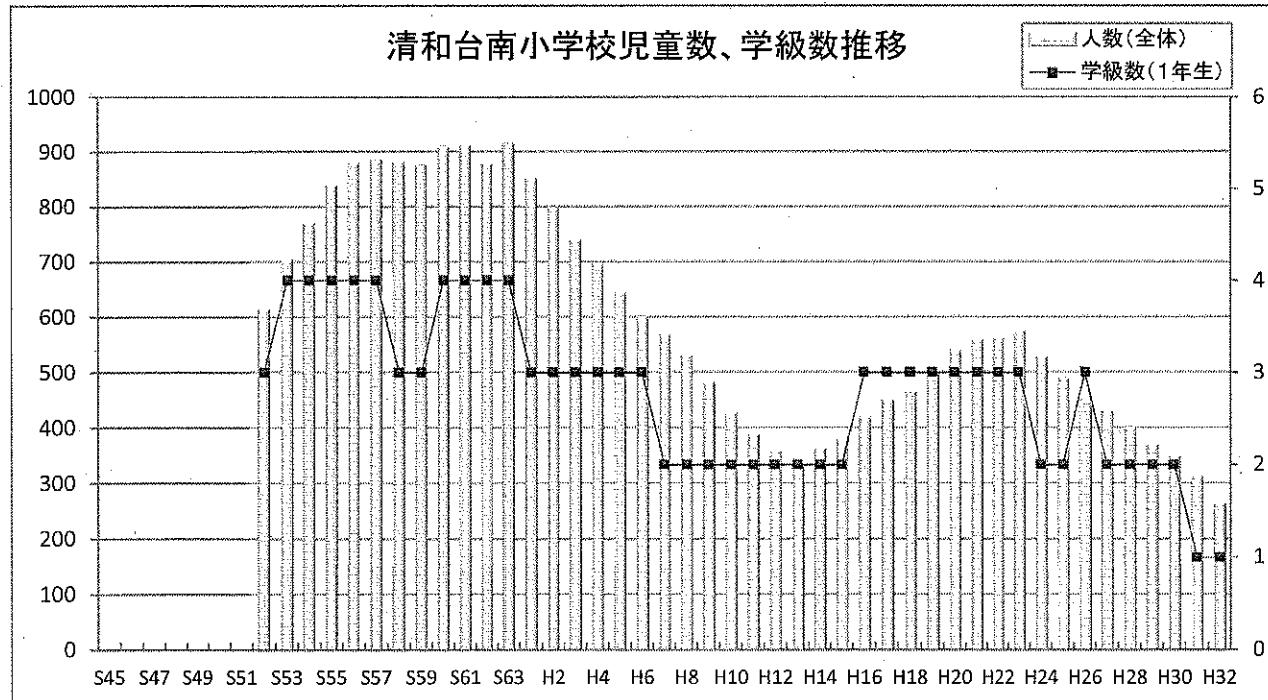
清和台地区の小学校における児童数、学級数の推移

資料 5
(H26.11.20 第3回審議会 資料 6)



清和台南小学校児童数、学級数推移

■ 人数(全体)
■ 学級数(1年生)



川西市立小学校児童数、学級数推計

資料 6-1

(H26.11.20第3回審議会資料4抜粋に最新データを斜文字で付加)

(単位:人、学級)

緑台小		H26		H27		H28		H29		H30		H31		H32	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
普通学級内訳	1年	52 52	2 2	68 65	2 2	40	2	46	2	35 1	1	35	1	22	1
	2年	48 48	2 2	56 52	2 2	65	2	40	2	46 2	35	1	35	1	
	3年	50 50	2 2	48 48	2 2	52	2	65	2	40 2	46	2	35	1	
	4年	51 51	2 2	52 50	2 2	48	2	52	2	65 2	40	2	46	2	
	5年	62 62	2 2	53 51	2 2	50	2	48	2	52 2	65	2	40	1	
	6年	67 67	2 2	62 62	2 2	51	2	50	2	48 2	52	2	65	2	
普通学級		330 330	12 12	339 328	12 12	306	12	301	12	286	11	273	10	243	8
特別支援学級		4 4	2 2	5 4	3 2	4	2	4	2	4 2	4	2	4	2	
計		334 334	14 14	344 332	15 14	310	14	305	14	290	13	277	12	247	10

(単位:人、学級)

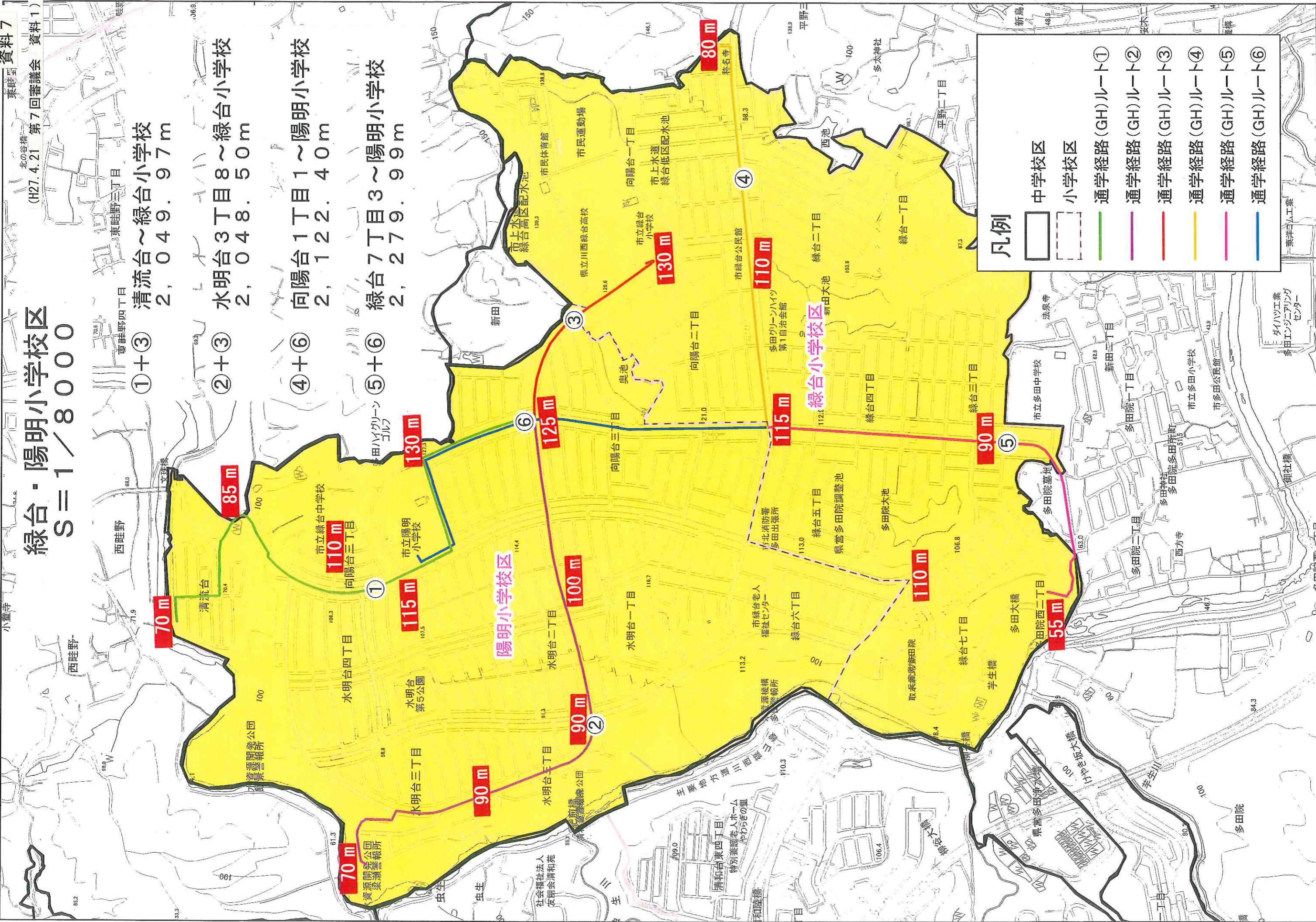
陽明小		H26		H27		H28		H29		H30		H31		H32	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
普通学級内訳	1年	61 61	2 2	53 55	2 2	43	2	33 1	1	42	2	28	1	19	1
	2年	44 44	2 2	62 61	2 2	55	2	43 2	2	33 1	42	2	28	1	
	3年	46 46	2 2	45 44	2 2	61	2	55 2	2	43	2	33	1	42	2
	4年	52 52	2 2	48 46	2 2	44	2	61 2	2	55	2	43	2	33	1
	5年	39 39	1 1	53 52	2 2	46	2	44 2	2	61	2	55	2	43	2
	6年	57 57	2 2	40 39	1 1	52	2	46 2	2	44	2	61	2	55	2
普通学級		299 299	11 11	301 297	11 11	301	12	282	11	278	11	262	10	220	9
特別支援学級		4 4	2 2	5 5	2 2	5	2	5 2	2	5 2	5	2	5	2	2
計		303 303	13 13	306 302	13 13	306	14	287	13	283	13	267	12	225	11

(単位:人、学級)

統合想定校		H26		H27		H28		H29		H30		H31		H32	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
普通学級内訳	1年	113 113	4 4	121 120	4 4	83	3	79 3	3	77	3	63	2	41	2
	2年	92 92	3 3	118 113	4 4	120	4	83 3	3	79	3	77	3	63	2
	3年	96 96	3 3	93 92	3 3	113	4	120 4	4	83	3	79	3	77	3
	4年	103 103	3 3	100 96	3 3	92	3	113 4	4	120	4	83	3	79	3
	5年	101 101	3 3	106 103	3 3	96	3	92 3	3	113	3	120	3	83	3
	6年	124 124	4 4	102 101	3 3	103	3	96 3	3	92	3	113	3	120	3
普通学級		629 629	20 20	640 625	20 20	607	20	583 20	20	564	19	535	17	463	16
特別支援学級		8 8	3 3	10 9	3 3	9	3	9 3	3	9	3	9	3	9	3
計		637 637	23 23	650 634	23 23	616	23	592 23	23	573	22	544	20	472	19

資料7 東野橋 北の谷橋 第7回審議会 資料1)

緑台・陽明小学校区 S=1/8000

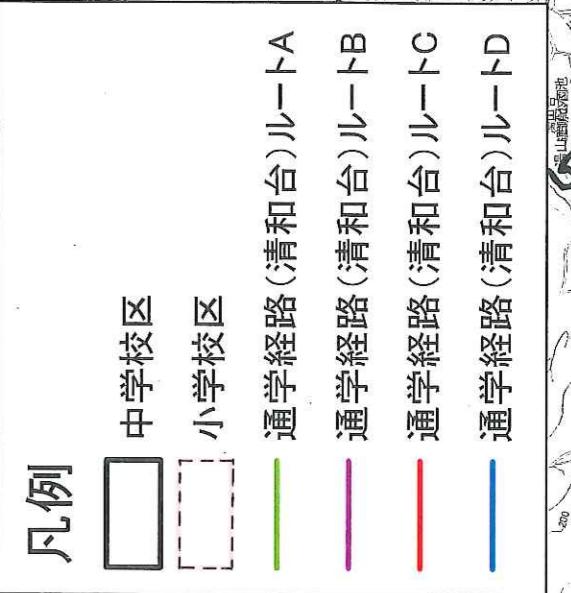
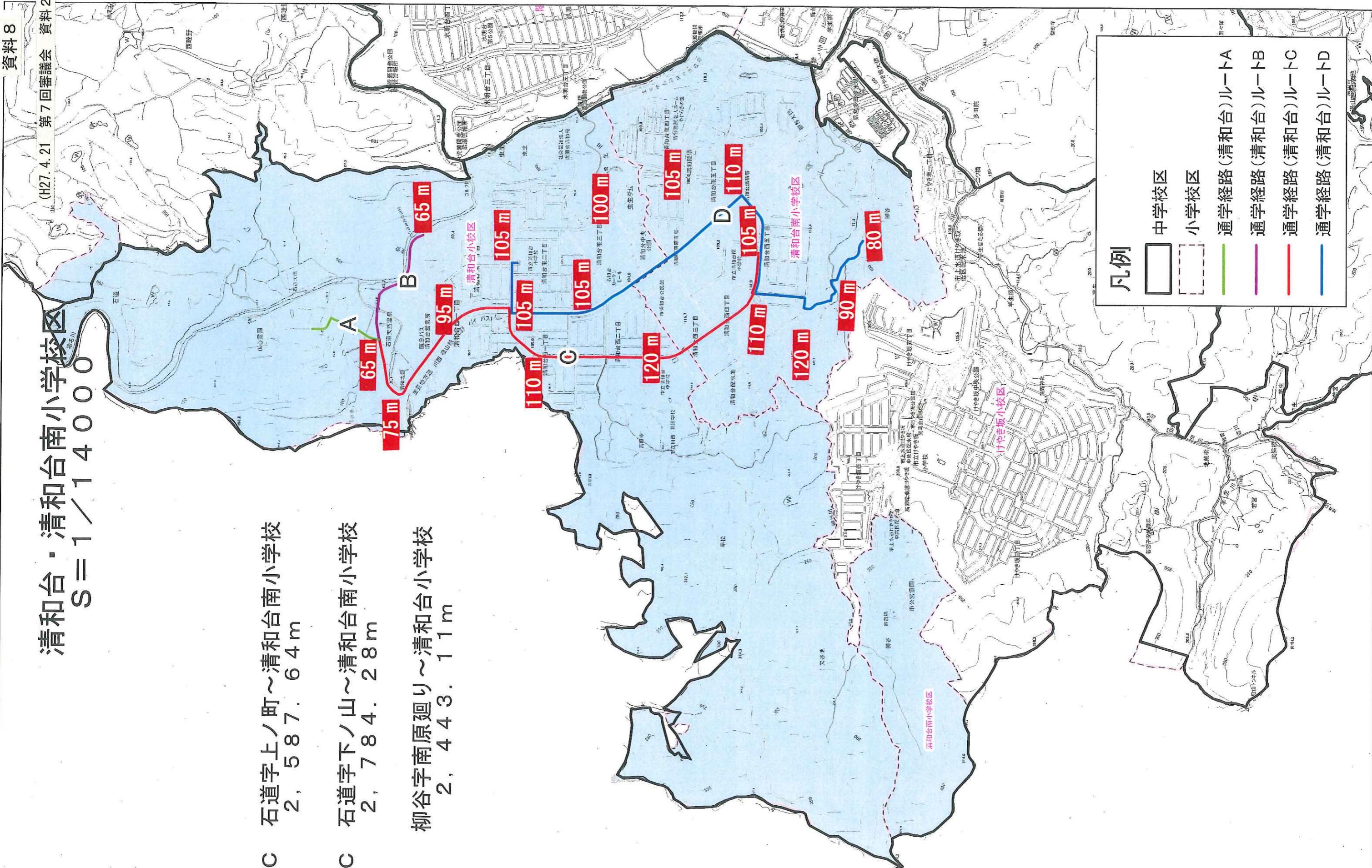


清和台・清和台南小学校区 $S = 1 / 14000$

A+C 石道字上ノ町～清和台南小学校
2,587.64m

B+C 石道字下ノ山～清和台南小学校
2,784.28m

D 柳谷字南原廻り～清和台南小学校
2,443.11m



審議経過

諮問事項	諮問日 平成26年11月20日	1 川西市の学校規模と今後の学校校区のあり方について
		2 川西市立小学校の校区に関すること (1) 多田グリーンハイツ地区における校区について (2) 清和台地区における校区について

開催回数	開催日等	審議内容
第1回	平成26年11月20日	第3回川西市立学校校区審議会 諒問事項の事務局説明
第2回	平成26年12月22日	第4回川西市立学校校区審議会 諒問事項1について審議
第3回	平成27年2月4日	第5回川西市立学校校区審議会 諒問事項2について審議
第4回	平成27年3月17日	第6回川西市立学校校区審議会 諒問事項2について審議
第5回	平成27年4月21日	第7回川西市立学校校区審議会 諒問事項2について審議
第6回	平成27年6月2日	第8回川西市立学校校区審議会 答申案について審議
第7回	平成27年6月30日	第9回川西市立学校校区審議会 答申案について審議 答申

資料 3

川西市立幼稚園の園区に関することについて答申書(案)にかかる意見

委員名	頁番号	行 該当箇所	意見、修正案等
D委員			園児数が少なく統合する相手がないので、市民として費用と効果のバランスを見たうえで施設はやむを得ないと思うが、多田幼稚園区とした場合、通園距離が遠くなるので、通園方法(車での送迎を認めるなど)について検討が必要と考えます。

平成 27 年 月 日

川西市教育長 牛尾 巧 様

川西市立学校校区審議会
会長 山内 乾 史

川西市立幼稚園の園区に関することについて（答申）（案）

平成 27 年 3 月 17 日付で諮問がありましたみだしのことについて、慎重に
審議を行った結果、次のとおり答申いたします。

川西市立松風幼稚園を廃園することに伴う園区の設定について

1 審議会の結論

川西市立松風幼稚園を廃園することに伴う園区の設定については、現行の松風幼稚園区と市立多田幼稚園区を合わせた園区を、市立多田幼稚園区とすることが妥当であると判断する。

2 理由

平成27年3月17日に「川西市立松風幼稚園を廃園することに伴う園区の設定について」の諮問を受け、当審議会としても、諸般の事情を考慮し、慎重に審議を重ねてきたところである。

同幼稚園の廃園については、既に、市として廃園の方針が決定済みであることから、この前提に立ち、廃園後の園区を検討した。

しかし、園区を審議する過程においては、地域全体のデザインやまちづくりへの総合的な展開などについても議論がおよび、市立幼稚園の廃園が地域に及ぼす影響について、様々な角度から、多様な議論を重ねてきた。

特に、緑台中学校区に市が予定している民間保育所等の整備については、松風幼稚園の代替的な施設としての位置づけを有するものと捉えられることから、その時期や規模、位置などについて早急に決定し、地域の方々などに十分な説明をする必要があると考える。また、整備にあたっては、地域の子ども・子育て支援の拠点となるよう、必要な機能を備えた施設とされるよう配慮が必要である。

また、通園距離については園区の北端の清流台から多田幼稚園までは、相当の距離があり、徒歩では通園が不可能であると判断せざるを得ない。このため、通園手段について、何らかの配慮が必要となるものと考えられる。加えて、園区外の幼稚園への通園について、現行の柔軟な取り扱いを継続して実施することが必要であると思われる。

さらに、地域から市立幼稚園が無くなることから、児童教育をはじめとする教育施策の振興を図り、子ども・子育て支援事業の充実を進めるなど、子どもたちのすこやかな成長を支援するとともに、子育て世帯の転入を促すなど、地域の活性化を推進する施策の展開が求められている。

以上、廃園に関しては様々な課題があると認められるところではあるが、廃園後においても、地域の子どもたちをすこやかに育むとともに、地域における子育てに支障を来さぬよう、また、地域の活性化がさらに進むよう、今後、地域が負うこととなる様々な課題に対し、市と地域がビジョンを共有し、可能な限りの配慮に努めることを申し添え、松風幼稚園開園以前は、多田幼稚園区であったことや、現行の園区制度が園区を基本としつつも、実質的に他園への通園が可能であることから、多田幼稚園の園区に松風幼稚園の園区を含めるよう、当審議会として判断したものである。

川西市立学校校区審議会委員名簿

(選出区分別五十音順、敬称略)

区分	氏名	所属・役職名	備考
学識経験者	ウスイ トモミ 白井 智美	大阪教育大学准教授	
	スエザワ セイシ 末澤 誠之	弁護士	
	ヤマノウチ ケンシ 山内 乾史	神戸大学大学教育推進機構・国際協力研究科教授	
学校長等	イヌイ ユウコ 乾 裕子	川西市立幼稚園長会代表	
	カシワ ナオユキ 柏 直行	川西市立小学校長会代表	
	イガツ ヒロジ 泉 廣治	川西市立中学校長会代表	
地域の代表	クハラ ケイコ 久原 桂子	牧の台小学校区コミュニティ推進協議会会長	
	ゴトウ マサル 後藤 正順	緑台・陽明地区コミュニティ推進協議会会長	
	ヤスダ スエヒロ 安田 未廣	川西北コミュニティ連絡協議会会長	
保護者の代表	ナカイ カサト 中井 成郷	北陵小学校 P T A	
	ニシムラ ミコ 西村 美智子	川西中学校 P T A	
	マキタ チヨコ 牧田 千代子	川西北幼稚園 P T A	

H27.4.1現在

※所属・役職名については、就任時のものです。